・ 発達障害が障害者自立支援法の対象となること を明確化

相談支援の充実

(平成24年4月1日※自立支援協議会については平成24年4月1日までの政令で定める日から施行)

- ・ 相談支援体制の強化(市町村に中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター) を設置、自立支援協議会を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)
- ・ 支給決定プロセスの見直し(支給決定前にサービス等利用計画案を作成、支給決定の参考となるように)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

障害児支援の強化(平成24年4月1日施行)

- ・ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を 充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、 通所サービスの実施主体を都道府県から市町村 へ)
- ・ 放課後等のデイサービス・保育所等訪問支援の 創設
- ・ 在園期間の延長措置の見直し (18 歳以上の入所者については、障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。)

地域における自立した生活のための支援の充実

(平成24年4月1日までの政令で定める日から施行)

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を 創設
- 重度視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)

(その他)

- ・ 「その有する能力及び適性に応じ」との文言削除(公布日施行)
- ・ 成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活 支援事業の必須事業とする(平成24年4月1日 までの政令で定める日から施行)
- 児童デイサービスに係る利用年齢(20歳に達するまで)の特例(公布日施行)
- ・ 事業者の業務管理体制の整備(平成24年4月1 日までの政令で定める日から施行)
- ・ 精神科救急医療体制の整備等(平成24年4月1 日までの政令で定める日から施行)
- 難病の者に対する支援・障害者等に対する移動 支援についての検討(公布日施行)

平成22年12月24日には平成23年度予算案が閣議決定されました。障害福祉部関係予算には、障害者支援の総合的な推進として、障害があっても当たり前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者への支援施策の推進を図るとされています。また、上記の障害者自立支援法等の一部改正法関連のうち、「平成24年4月1日までの政令で定める日」の施行については、以下のとおりとなっています。

- ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成
 - →平成23年10月1日施行(利用者1人につき月 1万円を上限(市町村民税課税世帯を除く))
- ・ 同行援護 (重度視覚障害者の移動支援)
 - →平成 23 年 10 月 1 日施行
- その他の事項 →平成24年4月1日施行

支部紹介

わかたけ支部について

支部長 松本 太仁男

平野区にある当支部は平野区支部には所属してお らず、単独で「わかたけ支部」として活動していま す。

わかたけ支部では、「私たちの誰もが暮らしやすく 住みやすい地域生活の実現に向けて、一人でも多く の障がいを持った人たちが地域の中で自立した、そ して安定した生活が送れるようになること」を信念 に日々障がい者への支援活動を行っています。

障がい者への支援活動は平成 11 年に無認可の小規模作業所を立ち上げたところから始まります。現在はNPO法人わかたけ会となり障害者自立支援法に基づき、就労継続支援B型事業「バンブー」、共同生活介護・共同生活援助事業「グループホーム夢」、移動支援事業「きずな」の3事業を行っています。

日中通所施設のバンブーでは就労のための清掃訓練や軽作業、あいさつや規律など日常生活上の支援を行うと同時に働くことの喜びを感じてもらえるよう取り組んでいます。そして、休日の余暇活動や社会参加などはガイドヘルパーを利用することにより、